3・1独立運動時の朝鮮在住宣教師と植民地権力
―政治不介入の原則とその政治性をめぐって―

李　省　展

はじめに

朝鮮と西洋近代との邂逅は宣教師を通じてなされたといって過言ではない。宣教師以外にも外交官、商人、お雇外国人など存在はするが、宣教師ほど組織的に、かつ長期にわたり朝鮮に滞在した西洋人は他に類を見ない。また外交官、商人は交流する層が限られていたが、宣教師はあらゆる層の朝鮮人と出会い、その出会いを契機にキリスト教宣教に携わったのであった。彼ら宣教師は、特に初期のアメリカ人プロテスタント宣教師の多くは神学校を卒業した人々である。19世紀末の神学校は、大学教育を受けたもののみが入学できる現代でいえば大学院的存在であったともいえよう。その意味でも初期の朝鮮在住プロテスタント宣教師は高等教育を修めたインテリ層でもあった。彼らは、教会形成のみならず、教育、医療の領域でも尽力した。もちろん宣教の一環として教会・学校・病院は有機的に関連するものであったが、漸次それらは相対的に制度化され、医療宣教師、教育宣教師として人材面でも専門化されていく。このように宣教師は、朝鮮においては、キリスト教のみならず西洋近代の扶植者でもあった。特に日本との比較において言及すれば、朝鮮では宣教師が近代教育に貢献した度合いがはるかに高いといえよう。日本においては、政府による「公教育」の始まりとキリスト教学校の始まりは、ほぼ同時期であった。1870年にフェリス女学院が開学、キリスト教学校の誕生を見ている。翌年には文部省が設置され、1872年に「学制」が定められている。特に初等教育、男子の教育では国家が独占する状況であり、キリスト教教育は

女子教育にその特色を見ることができる。これに対して、朝鮮では1885年よりキリスト教教育が開始され、政府が近代教育に着手する以前に、宣教拠点を中心として教育網を朝鮮全土に拡大しており、植民地期以前に女子教育を含めて、初等教育から高等教育に至る、系統ある教育を樹立するのに成功している。では次に、このような西洋近代の扶植者であるプロテスタント宣教師の背景について触れておこう。

宣教師は教派的・国家的背景をそれぞれ異にしている。カトリック、プロテスタントという大枠以外に、朝鮮への宣教に関係したプロテスタント教派に関して言及すれば、プレスビテリアン（長老会）、メソジスト（監理教）、バプテスト（浸礼教）、セブンス・デイ・アドベンティスト（安息教）、ルター派、救世軍、プリモス・ブレズレン（基督同信会）、聖公会、オリエンタル・ミッショナリー・ソサイエティ（聖潔教会、東洋宣教会）、ロシア正教会など多岐にわたっている。1945年以前の来朝鮮プロテスタント宣教師、1,529人の教派別統計では、米国北長老会が、22.1%、米国南長老会が12.4%、米国北監理会が16.4%、米国南監理会が11.9%となっており、その他として救世軍8.3%、豪州長老会5.5%、英国会聖公会5.0%、カナダ長老会5.4%、安息教1.8%、東洋宣教会が1.6%、その他9.6%となっている。総合的に見ていくと、長老会が45.4%、メソジストが28.3%であり、全体の72.3%という大きな比重を占めている。したがって朝鮮における教会形成もまた、宣教師統計と比例し、植民地期の1925年の教会員数（355,383名）の統計によれば、カトリック（天主教会）が、4.0%、朝鮮耶蘇教会が51.3%、南北の米国監理会が、16.1%、救世軍2.4%となっている。また国籍別に見れば、アメリカが69.3%と七割近くを占め、英国が13.0%、カナダ6.4%、豪州5.6%、その他5.7%となっている[(1)]。

このように宣教師の教派的、国家的背景は朝鮮での宣教方法にも影響を与えており、その影響下に、現地ミッションと本国のミッションボード、そして現地ミッション間、さらに被宣教地の政治ならびに文化との関係の中で実際的な宣教が模索されているといえよう[(2)]。

本稿は植民地期の日本の支配権力と宣教師との関係を、特に1919年の3・1独立運動における宣教関連資料をもとにした事例研究を企図するものである[3]。

周知のように、植民地期に入るとすぐに総督府はキリスト教弾圧を本格化していく。それが105人事件（「寺内総督暗殺未遂事件」）であった。これは単なるキリスト教弾圧にとどまらず、キリスト教学校関係者が多く含まれていることから、キリスト教学校に対する弾圧とも見ることができる。1908年の「私立学校令」に引き続き、植民地期に入ると総督府は1911年8月に「朝鮮教育令」を公布、「忠良なる国民の育成」と「時勢及民度に適合」という植民地教育の根本原理を確立するとともに、「普通教育」・「実業教育」・「専門教育」による植民地教育体系を整えていく。「朝鮮教育令」公布直後の10月には、「私立学校規則」を公布し、先行する私立学校教育を自己の支配下におくことを企図する。さらに1915年3月には「改正私立学校規則」を公布し、宗教学校、特にキリスト教学校弾圧を企図するために、教化科目を正規の学校規則に定められた教科科目に準じなければならないとし、宗教科目を禁じるとともに、学内における宗教儀式もまた禁じたのである。さらに教員は日本語に精通しなければならないとした。これにより総督府は初めて私立学校を完全掌握し、管理する法的根拠を自ら構築したといえよう。

しかしこれは、キリスト教学校にとっては死活問題であった。10年間の猶予期間が設定されてはいたものの、宣教師は自己の存在理由を賭けてこの問題に直面することとなり、本国のミッション・ボードをも巻き込んだ、論議が展開され、ミッション・ボードと総督府は交渉を重ねることとなった。特に、ミッション・ボードの北長老教会宣教本部のブラウン（A.J.Brown）と総務部外事局長の小松緑との間で激しい論争が、書簡を通じて展開されている[4]。この「改正私立学校規則」に対して、長老教会系では平壌の崇実学校大学部のベアード（W.M.Baird)、宣教師のモフェット（S.A.Moffett)、宣川の保聖女学校校長のウイットモア（W.C.Whittemore）など西北地方の宣

教師を中心として閉校を辞さない姿勢を崩すことはなかった。また宣教本部も妥協する可能性をまったく見せていない。これに対し、監理教会の培材学堂は学生募集のために同規則を受け入れ認可に踏み切ったのであった。ソウルの宣教師、特に儆新学校校長クーンズ（E. W. Koons）はこの対応に動揺をみせているが、この「改正私立学校規則」に対する対応においては長老教会と監理教会は対照的であった[5]。この猶予期間中に３・１独立運動がおこり、その結果、「改正私立学校規則」は改められ、宗教教育の自由は「文化政治」期に入ると認められることとなった。このような総督府と宣教師の緊張関係が続く中、以下に論じる、３・１独立運動が継続されている最中に、総督府官僚等と宣教師との会合がもたれたのである。

では以下において、ドゥルー大学にあるメソジスト歴史資料館所収の宣教関連資料を中心として３・１独立運動時における宣教師と植民地権力との関係を検討したい。事例研究対象は、次の資料である。

1 Report of First Session of Unofficial Conference, Chosen Hotel, March 22nd, 1919.
2 Report of Second Session of Unofficial Conference, Chosen Hotel, March 14th, 1919.
3 Report of Meeting with Mr. Sekiya on the Afternoon of Saturday, March 29 and the Evening of Sunday, March 30, 1919.
4 A Statement of Missionary Position on Korean Agitation

１．総督府官吏と宣教師との非公式、非公開会合

姜東鎮はその著書『日本の朝鮮支配政策史研究』において[6]、３月22日，24日の会合については『現代史資料』所収資料により言及している。その資料は国分三亥手記「独立運動事件に関し意思の疎通を図る為催されたる外国人宣教師との会合の顚末」である。また『現代史資料』には，第66回米国議会上院に提出された「証拠書類Ⅱ　委員会

による朝鮮事態の一般的概観」にもこの会合についての部分的要約が存在する。本稿での分析対象資料は、これらの記録とともに、宣教師側がまとめた記録で非公開文書とされている宣教師資料である。その記録によれば、会合は22日、24日と持たれており、さらに二度の関屋貞三郎との会合記録（29,30日）が残されている。

22日の会合は朝鮮ホテルで開催されており、渡辺暢高等法院長、片山朝鮮銀行理事の招待によってもたれている。日本側出席者は、渡辺、片山以外に国分三亥高等法院検事長、関屋貞三郎学務局長、坂出技師、星野徳治（朝鮮銀行）、丹羽清次郎（日本人基督教青年会幹事）、松本正寛（弁護士）、山縣五十雄（セウル・プレス編集人）、川端三次郎（朝鮮皮革会社員）、宣教師側は監理教会監督のウエルチ（H. Welch）、長老派のゲール（J.S. Gale）、モフェット、ウィットモア、監理会のノーブル（W.A. Noble）、バンカー（D.A. Bunker）、米国南監理会のハーディー（R.A. Hardie）、南長老派のジャダイン（J.L. Gerdine）、セブランス病院長のエビソン（O.R. Avison）、青年会（YMCA）のブロックマン（F.M. Brakman）の10名であった。

ソウル在住宣教師を中心とし、モフェット（平壌）、ウイットモア（宣川）が地方から加わっている。では、以下に国分手記と宣教師記録を比較しながら、この会合に関する二つの記録を再構成していきたい。なお便宜上国分手記をA資料とし、宣教師記録をB資料とすることがある。

国分手記と宣教師記録を比較すると、幾つかの特徴が見られる。国分手記は宣教師記録と比較すると、全体として要約的であり、日本側出席者の発言記録に関してはさらに簡潔に纏めていることが分かる。正式記録ではないので、おそらく対話の相手である宣教師側の発言を重視し、記録したものと考えられる。また、国分手記には記されてはいない、この会合の大きな特色が宣教師記録によって明らかにされている。それは24日のモフェット発言の中で指摘されているが、日本側参加者はキリスト者が主であるという事実である。総督府官僚から弁護士、総督府御用英文誌編集者、銀行家、実業家などの日本人キリス

ト者と宣教師の会合であるという特色を有している。したがって、キリスト教という共通のコードを持つ者同士の対話ゆえに、モフェットも述べているように、率直な胸襟を開いた話し合いとなっており、後に検討するところの、宣教師の政治不介入という基本原則を踏まえながらも、時にそれを逸脱するような突っ込んだ話し合いとなっていることに特徴が見られる。

22日会合の招待者は、渡部暢と片山朝鮮銀行理事の二名であることが明らかになっている（B)。渡部が議事進行を務め（B)、最初に招待の挨拶を述べ（A)、この会合の目的について次のように言及している（B)。

さまざまな職業を持つものが集っているが、会合の目的はただ一つ朝鮮人の幸福である。裁判官としては法廷ではすべての朝鮮人が法と正義のもとに裁かれることを確かなものとするよう願ってきた。裁かれるものは裁かれ、保護されるものは保護されるべきである。銀行家の第一の目的は金儲けではなく、人々のために良い金融システムを確立することにある。教師の目的は人々を啓発することにあり、宣教師は人々の精神の発展を補助する。おそらく最後のもの（宣教師の働き）がもっとも大切であろう。我々のあらゆる努力にも関わらず、いまや非常に残念な混乱を招いている。官僚、銀行家、宣教師として我々は間違いを犯してきたのかもしれない。―中略―既に述べられたトラブルの原因の一つに、朝鮮人と日本人の差別的待遇が挙げられているが、10年前の朝鮮の状態を思い起こしてほしい。嘆かわしいものだった。私が朝鮮にきて最初にしたことの一つに裁判がどのように行われてきたのかを見るために裁判記録に目を通そうとしたが、探しても記録は発見されなかった。それらは不正と裁判官の買収を隠すために意図的に破棄されていた。―中略―教育に関していえば実際上学校は存在しなかった。学校（書堂）といわれるところは漢文を教えるところに過ぎなかった。これらのことが朝鮮人をして（日本人とは）異なる事態においたのである。私たちがなしてきたことの全てが朝鮮人

のためという善意によってなされてきた。総督府の側に圧政のようなものは何もない。これは真実であり、総督府のために発言をなすものではない。総督府は時勢にしたがって不公平は是正されるよう計画してきたのである。

渡辺はここで、招待に十二分に応えてくれたことの喜びの意を表すとともに、思いもかけずソウル以外からモフェット、ウイットモアが参席したことにも言及している（B）。ソウルの宣教師とは総督府に対する姿勢を異にしていた朝鮮西北部の長老派宣教師の参席がどのようにしてなされたのかは、これらの資料では明白でない。しかし、宣教師側でもこの会合を重要なものと捉え、ソウルから参加要請をしたか、あるいはピョンヤンの側がソウルからの情報を得て、同席を要請したものと推察できる。いずれにせよ、ソウル以外にキリスト教発展の中心を担った西北地方の宣教師が参席することにより、朝鮮のキリスト教側にとって、この会合の持つ重要性が増したものと考えられる[(7)]。

国分手記では、次の発言者をノーブルとしているが、宣教師記録ではゲールとされている。宣教師が誤記することは不自然であるので、国分の錯誤であろうと考えられる。ゲールは1888年にトロント大学YMCAの宣教師として朝鮮にきたが、91年に北長老会に所属を改め、1903年には皇城基督教青年会の初代会長を務めている。日本在住宣教師で聖書協会のルーミス（H. Loomis）とは生涯の友であった。ゲールは「私はここでは生涯日本と朝鮮の両方、また全極東の幸福を願うものであった」と自己紹介した上で、それゆえ「現在の事態には大変困惑している」ことを明らかにし、要約すると次のようにのべている。

朝鮮人は疑いもなく日本の統治によって物資的に多くの利益をえている。朝鮮はこのことには感謝すべきである。しかしながら、朝鮮の精神世界は、物質的世界とは隔絶している。30年間、この世界に入ろうと試みてきたが、まだ傍観者に過ぎない。朝鮮の精神世界を知れば知るほど尊敬の念が増し加わった。西洋ともまったく異なり、日本と

もまったく考え方が異なっている。朝鮮に何か異なるものを強制しようとするよりは、朝鮮の文明を好意的に考慮し、その上に築き上げる方法が統治をより容易にする。この精神世界の解明が、問題解決の秘訣である。肉体は安楽であるかもしれないが、精神が快適でなければ、肉体の安楽は朝鮮人にとって何ら意味を成さない。

ゲールは1889年に韓英大字典を記している。朝鮮語文法の著書のみならず、歴史書、結婚などの風俗に関する論考、中国文明が朝鮮に及ぼした影響等の著書を記している。したがって朝鮮文化研究者からの同化主義的な日本の植民統治批判とも理解されよう。

次にモフェットが「30年間朝鮮で暮らし、朝鮮に多くの友を持ち、朝鮮人に好意を持ち、同情を禁じ得ない」と述べ、朝鮮人の良き友、称賛者として発言すると明言した上で、ゲールと同様に、朝鮮人は物質的なものより精神的、倫理的事柄により高い価値を置くと述べている。さらに朝鮮人に訴えるものは物質的なものよりは正義[8]であるとした上で、朝鮮人は、物質的安楽よりは成熟した人間として扱われることを望んでいるとしている[9]（B）。

次に監理教会のハーディー[10]もまた朝鮮人に対する愛情と敬愛の情を示し、次のように述べている。

朝鮮人の発達はここ数年著しいものがある。それについて一言述べるならば、この発達は日本人と宣教師の影響によるところが大きい。日本の教育システムは朝鮮人の発達に大きく寄与してきた。―中略―日本は多くの人にアジアの鍵を握る存在と思われている。日本の朝鮮における使命は、正しく，人間的で、思いやりのある統治をおこなうことにある。―中略―朝鮮人は物質的改善を認めてはいるが、一般的な感情としては利益として受け入れていない。彼等が高慢と耐えられぬほどの抑圧でもって劣等なものとして処遇される限りは，これらの利益も一切満足を与えるものとならない。彼等の精神的発達に比例して蹂躙されているという感覚が増していき、それが今見られる最初の起こりうる出来事にみられる、鬱積した不信、不満と，彼等が見做す

ところの、故意の強制された人種差別形態に対する叛乱の表現である。朝鮮人は強制によって帝国臣民となすことはできない。彼等の意思を勝ち取らなければならない。意思を勝ち得る秘訣は肉体（物質）や知識ではない、精神にある。彼等の信頼と信用を得ることである。

宣川の長老教会宣教師ウイットモアは、総督政治の不快に感じる二点を挙げ、一つは教育に対する干渉と，二つは、下級官吏が宗教について猜疑の目をもって監視的行動を執ることであり、それらは朝鮮人がもっとも嫌うところであると述べている（A）[11]。ウイットモアは宣川の保聖女学校校長職にあった時、「改正私立学校規則」によるキリスト教教育弾圧に抗議して総督府に閉校通知を1916年に送っている。したがって総督政治に関する批判的言説には、彼自身の経験が織り込まれていると推察できる。

次に国分発言があるが、これは国分手記を中心にして要約すると以下の通りである。

国分はこの出来事が帝国のためにも、朝鮮人のためにも悲しむべきことであるとし、一日も早い鎮定への願いは出席者一同みな同じであろうと述べている。さらにこの事件の背後には宣教師の関与が世間では疑われているとし（自分は宣教師が関与していないと信じる者である；B)、宣教師は傍観の態度をとらないで、この国法に背く暴挙を訓戒、鎮静させるよう努力できないのか（鎮静に努めるならば、大いなる奉仕をすることとなり、人類愛と平和のために大いなる仕事をなすことになる；B）と宣教師に問うている。

次の発言者はノーブルであるが、宣教師記録にはノーブルの発言が最後に補足として記載されている。この資料自体がメソジストの歴史資料館所収資料であることから、この資料はメソジスト関係者が記録したと考えるのが自然である。したがって筆者は監理教会宣教師のノーブルが記録したものと推察する。会合の流れの中で自身の発言を最後に付け加えたものと考える。

ノーブルはドウル神学校卒業後、朝鮮に渡り三年間、培材学堂にて

教え、この当時はスウオン地域の伝道に携わっていた。

彼は国分に国法に従い秩序を保つことは聖書が教えるところであると応答し、自己の管轄する百の教会、学校4校の関係者には「騒擾」に加わったものはいないとした上で、宇佐美長官との面会で朝鮮人はその子々孫々にいたる将来に絶望し悲観的であるので、将来に望みを持たせることが急務であると語ったと披瀝し、現状を改めなければ「騒擾」が拡大すると述べている。

次の関屋貞三郎発言であるが、国分手記には学制の大要を述べ、朝鮮人の希望および感情のみを基礎として制度を設けることはできないと短く記されているだけであるが、宣教師資料には以下のように詳細に記録されている。

学生に全ての責任があるわけではないが、示威行動には疑いもなく多くの学生が参加した。したがって学務局長である私は非難を免れない。総督府は朝鮮人の思いを無視してきたのかもしれないが、そうであったとしても、意図的に無視したわけではない。われわれの仕事は朝鮮人の幸福を増進するためであった。モフェット博士は、朝鮮人は物質的なことより精神的なものを尊ぶと述べたが、それは宣教師にとっては問題ないことかもしれないが、総督府の目標は、宣教師とは異なる。―中略―宣教師は朝鮮人の精神的向上のみを図ればよいが、彼等には物質的欠乏があることも理解すべきである、そして総督府は朝鮮人が喜ばない法令を強制しなければならない時もあるのだ。学務局は主に実業教育に重きを置く必要があった。朝鮮人には物質生活を犠牲にして精神に重きを置きすぎるという弱点を持つ。現代の物質文明の時代においては精神的、物質的両面の向上を図る必要がある。以前の朝鮮人の教育方法は読み書きを教えるに過ぎなかった。朝鮮人は労働を軽蔑していた。我々はこれに気付き、朝鮮人が間違いを理解し、労働の大切さを知るようにと努力を重ねてきた。もう一つの朝鮮人の弱点は形式に重きを置きすぎることである。例を挙げると、学校に内実以上の校名を付けることである。ミッション・スクールにもそのき

らいがあるが。総督府は聞こえの良い校名を付けてはこなかったが、設備の改善に努めてきた。朝鮮人は日本での初等学校の課程は、6年で、朝鮮は4年だと不平を言うが、日本でも10年前までは6年ではなく4年だったのである。朝鮮人は学校数があまりにも少なすぎるというが、これは財政の不足によるものである。我々は人々に急速に課税することを望んでいない。総督府はすでに計画を立てており、より多くの学校を確保するために議会の承認を待つだけである。―中略―我々は統治方法においては間違っていたのかもしれないが、彼等に同情はしない。朝鮮人の性格は尊重するが、良くない点は根絶したほうが得策である。悪い点は直さなければならない。彼等を日本人化することは困難かもしれないが、性格の悪い点は除去しなければならない。朝鮮人を喜ばせる方法をいつも採るのが良いのだろうか。誤解を恐れずにしなければならない時もあるのではないか。我々日本人はあまりに厳格でありすぎたり、総督府は些細なことにこだわり過ぎてきたかもしれないが、事をなすにおいて人々を抑圧しようとする意図は、まったくもちあわせていない。朝鮮人を非常に喜ばすことはないかもしれないが、総督府の政策を実現するのに総督府に宣教師は協力することを望む。

次にバンカー発言であるが、国分手記と宣教師記録は異なっており次のように記されている。

朝鮮人に仕事を与えることがもっとも必要であると思う。不公平待遇を受けているとの感覚が大いにあるので、公平かつ相当な仕事を与えることが、最も彼等の感情を緩和すると信じる（A)。不公平という感覚が朝鮮人の心を捉えている。朝鮮人に自ら統治させるという道筋を与えるのが賢明ではないか（B)。

次に片山朝鮮銀行理事の発言があるが、国分手記においては記録されていない。以下に要約する。

朝鮮人のとった方法は間違いである。なぜなら朝鮮は帝国の一部であるからである。併合は国際法の規則に遵って行われた。国際法に違

反することはなにもない。併合は事実である。ゆえに事実と法により併合は正当化されるので、独立の表明は間違いである。彼等の行動は非常に反逆的な性格を有しているので、悪事を行うものは法の裁きを受けなければならない。（しかしながら）朝鮮人は公平に正しく取り扱うべきである。朝鮮人は不当に取り扱われた例もあったかもしれないが、日本人は全体的には朝鮮人を公正かつ平等に取り扱ってきた。全ての人は法を遵守し平和を好むべきである。いくつかの場合、暴力はあったかもしれない、これが不正義であるならば、そして宣教師がこのような事実を指摘するならば、宣教師の見解を尊重する。朝鮮人を寛大に、自由に取り扱わなければならないが、総督府の政策に反対すべきではない。戦争や衝突を招く大いなる誤解がありうる。日本はアメリカを友とみなしてきたが、誤解が原因となって戦争を招くかもしれない。我々は友好的な助言を忘れることなく全世界のために働こう。

最後にブロックマンが以下のように述べている。

10年間、日本と朝鮮の両方のYMCAで働いてきた。我々は、日本人と朝鮮人の協力そして朝鮮人の間においては朝鮮人主導を確保することを理想としてきた。このような理想が、朝鮮のYMCAに平和と幸福と望みをもたらしている。大日本帝国が帝国全域の代表者から構成される時代が到来することを望む。台湾人は台湾の利益を代表し、朝鮮人は朝鮮の利益を代表とする、そして日本人は母国の利益を代表とする。そうすることによって日本は世界の五大国の地位を占める栄誉が与えられるのではなかろうか（B）。

では次に、第二回目の会合記録を検討していこう。

第二回会合は3月24日に持たれている。宣教師記録には14日と日付があるが、これは明らかな誤記である。渡辺暢は風邪のため欠席し、国分手記によると日本側では斎藤音作が参加したとある。場所は朝鮮ホテルにて開催された。

まずウエルチがこの会合の性格を規定し両方にとって非公式なものであるとしている。さらに、宣教師は朝鮮ミッションまたは朝鮮の友

人を代表することは全くないと述べ、個人的意見の披瀝に過ぎないと釘をさしている。議事録は公表を控え、全く私的会合とし、率直に意見を述べるためには、何事も、このような会合の事実すら公表をひかえたいと述べている。さもないと朝鮮人、日本人の両方から誤解される恐れがあると釘をさしている。そして宣教師の立場に関して以下のように述べている。

我々外国人としての立場には禁止事項がある。政治的なそして国家的問題に対して干渉することは不適当とされる。朝鮮人と日本人の両方の友として宣教師は強烈な関心を持っているが、傍観者の立場をとることが当然だと思う。この運動は宣教師によって扇動されたものではないことをはっきりと認識されるべきだ。運動はキリスト者の運動でさえない。多くの指導者と、大多数の人々はキリスト教徒ではない。これは国民的運動であり、現存する政府と人々との間の論争である。したがって総督府か朝鮮国民のどちらか一方に助言をするのは不適当である。もちろんこのような場合、外国人は中立的立場をとるほかない。

このようなウエルチの発言は、宣教師のこの時点の微妙な立場を反映している。朝鮮人キリスト者からの信頼を失うことはキリスト教伝道にとっては致命的である。また現実の政権とのチャネルをまったく失うことも伝道を困難なものとする。またこの時点では、片山発言にも見られるように、特にアメリカと日本との国際関係もまた微妙に反映していると考えられる。特に３・１独立運動は、平和会議でのウイルソン大統領の民族自決主義との関連性も見られ、アメリカが朝鮮独立を支持するのではという思いが、日本側に存在していたからであろう。

松本正寛発言は、国分手記では短く要約されているが、宣教師記録ではかなりの比重を占めている。以下要約する。

声明文から判断すると、独立運動といわれているが、これは政治問題であり、むしろ感情の問題である。ハイカラに見られるような外国製ファッションの一種の模倣である。表面上、示威運動参加者は独立

を叫んでいるが、本当の目的は差別待遇の是正である。日本生まれの臣民と全く同様の取り扱いを要求しているのである。この要求はもっともであり、朝鮮人に同情する。なぜならば日本も平和会議において人種差別撤廃という同様の要求をしているからである。しかしこの要求は理論的には妥当であるが、実践に移すのは困難である。官吏や宗教者だけではなく全ての人が協力せねばならない。朝鮮人も日本人を差別している。彼らは内にある考えを日本人には伝えない。しかし現在の状況に対して悲観しない。総督府の教育政策成功のある種の証である。なぜならば人々は権利意識に目覚めてきているからである。以前このようなことはしなかったが、今やかれらは正義が実現されうることを学んだのである。宣教師はこの正義の意識を目覚めさせるのに大きく貢献している。これもまた成功の証である。宣教師から朝鮮人は教育を受け、政治的、産業的発展を遂げることができる価値ある人々であると聞いた。私は兄弟姉妹として朝鮮人を信頼している。―中略―学校教育は不十分である。特別な教育があってしかるべきである。日本人と朝鮮人の自由な交流が非常に大切である。

次に関屋が松本発言を受け、差別待遇について咸興で朝鮮人の判事と検事の挙げた例を紹介している。それは公衆浴場の例で、朝鮮人は午後九時以降にならないと沐浴できないという例で、清州も同様であったと紹介している。宣教師記録では、公衆浴場での差別待遇について長い話があったと記されており、関心の的となったと推測される。さらにウェルチ発言を受け、キリスト教には十分理解があると前置きした上で、宣教師の政治への不干渉、傍観者の立場に関して次のように述べている。

宣教師が本来の義務を果たすならば、宣教師の指揮下にある人々が、国家の法を犯し、犯罪と間違いをなしているとき、そしてそのことが彼等を苦悩と困難に導こうとするとき、彼等を止めようとしないのか。彼等がそのような行為をなすのを彼等の精神的父親がそばに立っていて見ているだけなのか。示威行為が暴力なしに行われている限りはそんなにも悪くはないが、最近の示威行為者は派出所を攻撃し、家屋そ

して校舎を破壊している。

現在の政府が本当に悪ければ、宣教師のこのような姿勢は妥当なものであろう。しかし現在の政府はそれ以前の政府とは比較にならない。我々は間違いを犯したかもしれない、そして民衆もまた仲間に対して間違いを犯したかもしれない。我々は間違いを正そうとしている。古くからいる宣教師は旧体制下の状態をよく知っていると思うので、当然公平に判断できるだろう。―中略―聖書は、キリスト者は権威に従わなければならない事を教えている。この戒律を教える時ではないのか。平和時にはこれは当てはまらない、しかしこのような騒がしい時には。パウロがローマ人に語ったように彼等に従うよう行動し教える時ではないのか。

ウェルチは関谷がのべた件の事実関係をめぐって次のように反駁している。

我々は知るためにここに集まっている。私は事実を正確に知りたく思う。世界の判断は事実に基づいて下されるだろう。朝鮮人の標語は非暴力であると理解している。示威行為の最中は手に武器を持っていない。暴力行為はまれである。もしあったとしても、最初に恐ろしい武器で攻撃されてからだと聞いている。朝鮮人が最初に攻撃したことがあるのか。

この事に関して関屋は、知る限りでは平和裏に示威行為が行われることもあれば、最初から憲兵警察署を襲うこともあると述べ、「極最近は暴力的性格が強まっている」と指摘するが、どの場所かは挙げることができないと述べるにとどまっている。

国分は、示威行為が独立を掲げるだけで法律を犯しているとの論議を展開する。

（独立を）叫ぶという事実、それ自体が法律違反である。そして衝突がしばしば起こると、それを警察は止めなければならない。都市や町では指導者に従って整然と暴力を慎み示威行為が行われている。然し村々では最初から暴力を用いた暴動が起こったり、逮捕された者を解放したりしている。平和裏に行われる示威行為でさえ法律違反であ

ると認めるならば宣教師はそれ以上の攻撃を牽制するのにためらうのか。悪法も法である。守られねばならない。改正すべきものもあるかもしれないが、効力を発揮している限りは、それを犯すのは間違いである。朝鮮人の友は不法行為をやめさせようとしないのか。

このように緊迫した議論が展開されているが、それに対してウエルチは宣教師が干渉すべきでないかの明白な理由を3点挙げている。

（1）宣教師の干渉は効果が伴わないであろう。示威行為をなしているほとんどの者が、非キリスト者であり、我々の影響下にない。我々の助言を聞かなかった者、（示威行為に参加した者）は助言を聞き入れないだろうし、憤慨するだろう。

（2）朝鮮人全体が、我々が干渉すれば憤慨するだろう。宣教師は朝鮮人を信頼し、愛情を持つ限りにおいて最善を尽くせる。この時点において宣教師が朝鮮人の望むところに逆らえば結果は破滅的なものとなろう。

（3）政治問題に宣教師が介入するのは非常に不適当である。宣教師や外国人が政治に関われば、どちらの側につくという自由も認められなければならない。我々が総督府の反対する立場に立つということを総督府は許さないだろう。どのような国内問題も英国、アメリカ領事が関わるべきである。

このようなウエルチ発言は、総督府官僚の宣教師を通じた示威行為の鎮静化要求に対して、政治不介入を理由に拒否しているものであるが、また政治介入をすれば朝鮮人側に立つこともありえることを示唆し、要請を拒否するための圧力を総督府官僚に加えていると解釈される。

さらに法学を専攻し、105人事件でも専門知識を生かし、起訴者の釈放に努めた南監理教会宣教師ジャダインが次のように反駁している。

故伊藤公爵は宣教師が政治問題に介入するのは非常に不適当だという意見をもっていた。しかし今や我々は政治問題に関して朝鮮人に助言をするようしきりに勧められている。これらは二つの全く異なる立場である。どちらの立場をとるのが適当なのだろうか。

これに対しセウルプレス編集人であった山縣は、宣教師の政治介入に関して例を挙げ非難している。
３月15日のペキン・デイリーニュースは宣川の宣教師の主張を掲載している。「朝鮮の悲劇」を引用しながら日本人の暴力性を示し、さらに長谷川総督を誹謗中傷している。宣教師が運動の扇動者であるとは認めないが、このような書簡が公になれば、宣教師が運動の背後に存在するという疑いを避けることはできない。このような書簡は誤った朝鮮人に希望を与え、彼等を一層憤慨させている。
次にモフェットが次のように述べている。主に宣教師記録にしたがって以下要約する。
平壌での目撃談を披瀝すればさらに排日と目されるのではないか。非常に不法で残酷な事柄を目撃したので領事に話す前に道知事が知るべきだと最初に報告した。国分氏の言う法は法であるという指摘は正しい。法の権威はあくまで保持されねばならない（A）。しかし兵士、憲兵警察、消防夫のしたことは誰も弁解できないほど残虐で、違法である。あなた方のほとんどがキリスト者であるので特に友人として、率直に語るべきであろう。あなた方が事態を正しく知ることが私のあなた方に対する奉仕である。
私は兵士が公道で人々を逮捕するだけではなく、男女を打ち倒し蹴るのを目撃した。日本人の紳士（A 資料：山田学視）も傍にいたが、私は役人が居合わせた人々に刀で切り掛かるのを目撃した。私のみならず連れ合いも憤慨していた。私は校門の前で兵士と憲兵警察が人々を殴打しているのを目撃した。自分の秘書に似ていたので、10フィートまで近づいたが、秘書ではなかった。彼らは３人の子供と１人の大人を捕縛して二三十人の歩兵第77連隊が彼等を殴り蹴り、さらに銃でもって、私が気持ち悪くなるほどまでに殴打した。消防士達が鳶口をもって婦女子を追いかけるのを目撃した。私は多くの親友がこのような取り扱いを受けるのを見て、心底憤慨した。法律があるのなら、法の権威を守るためにも違法行為から朝鮮人を守ってほしい。この運動の指導者は朝鮮でもっとも優良なもの達である。彼等が賢明であるか

愚かであるかについては判断を下さないが、彼らは立派な人物で、朝鮮で最良の人物であるという事実を考慮してほしい。

次にトロント大学で薬学と医学を修め、1892年に米国長老教会宣教師として朝鮮に渡ったカナダ人のエビソンは済衆院（広恵院）で医療教育に携わったが、当時は延禧専門学校校長であった。彼は英国臣民としてのカナダでの経験に基づき宣教師資料で次のように語っている。

英国臣民としてある意味でアメリカ人の友人より言論の自由があるかもしれない。英国臣民としての考えをここで表明しなければならない。関屋氏が率直に語るのに学んで、心から率直に意見を述べよう。我々は大戦を経験し、日本は同盟国とともに自由の原理を守るために戦った。戦争はドイツを打ち破るためだけに戦われ、勝利を得たのではなく、自由の原則を得るためでもあった。今や世界はその原則を維持するために大連盟を組織しようとしており、日本は五大国の一員としてその理念に賛成の意を表している。ここに人間の自由に関しての私の考えを述べたい。

1　民族精神を大切にする権利。私は英国人だが子供のときからカナダに居住していた。したがって植民者としての経験を語ることができる。カナダには英国人だけではなく多数のフランス人がいる。フランス人は民族精神を維持すると同時に、英国人と同様にカナダ政府を支持している。偉大なフランス系カナダ人首相、ウイルフレッド・ローリエ卿は挨拶で「私はフランス人でフランス人であることに誇りを持っている。しかしまたカナダ人であり大英帝国に忠実である。なぜならば大英帝国は我々に帝国内において民族精神を育む自由を与えているからだ」と述べた。カナダにおける各人種の民族精神の完全な発達が許されている。しかし国民はこれが帝国全体のもっとも大いなる利益に貢献していると認識している。

2　自由人は民族の言語を使用する権利を持つ。この権利なしに人々の幸福はありえない。カナダにおいては二言語だけではなく数言語あるが、人々はみなこれらの言語を使用する権利を有している。

3　言論の自由はもう一つの権利である。全ての人は自分自身を考え

自己の思想を、恐れを感じることなく表明する権利を有する。これがないと人は表現せずに考えつづけ、いくら抑えようとしても必ず爆発する時がくる。言論の自由より大きな安全装置はない。

4　これと同様なものに出版の自由がある。これは前者と形態の上で違うだけである。口頭で考えを表明するか、印刷された形態かの違いである。

5　これと関連して集会の自由の権利、さらにどんなことでも自由に論議できる権利は国民の幸福に影響する。かつてカナダにはカナダには三つの政党があった。アメリカ合衆国との併合に賛成する政党。完全な独立を望む政党。大英帝国と植民地としての関係を保とうとする政党。これらの政党は反逆者という烙印を押されることなく自由に論議することができた。英国の政治家が、カナダが独立したり、アメリカと併合したりしたらどうするかと尋ねられた時、彼らは「カナダの思うとおりにしたらいい。しかし英国とカナダとの絆が崩れるのを見るのは残念なことである。でもカナダの利益を決めるのはカナダである」と述べた。これを聞きカナダは大英帝国に留まり、三十年経つが今日大英帝国にもっとも忠実である。

6　全ての自由人は参政権をもつ。そうでなければ人間としての自由はない。全ての人に影響を与える法律に対して発言できないなら、人間は自由とはいえない。

朝鮮にきてからの悩みの一つに、過去数年間にわたる統治の象徴としての常時の帯剣がある。執務外の関屋氏の家を訪問し、制服を脱ぎ、剣をはずした穏やかな様子の関屋氏を見たら、友人に感じられるが、執務室を訪れ制服に体験をした関屋氏に会えば、恐れと震えを感じるだろう。関屋氏は個人的には帯剣が好みであるとは思えないが。（関屋が帯剣は好みでないと発言）そうであれば、日本が人間の自由という大目標のために同盟を結べると思う。

最後に日本人側として関屋が、宣教師に躊躇なく率直に総督府に直接意見を述べるよう要請し、モフェットに対しても排日とは見なさな

い、三十年も朝鮮に滞在するものは日本人より朝鮮人に同情的なのは当然であるとしている。さらにエビソンの意見に多く一致点を見る事を明らかにし、「日本はより広い見解を持つときがくるだろう、さもなければ朝鮮を成功裏に統治することは不可能である」と締めくくっている。

宣教師側ではゲールが締めくくりのコメントを述べたという記載が残されている。

以上が宣教師と総督府官僚等との会合を記録から再構成したものであるが、この二回の会合記録の資料的性格に関して以下に整理する。

まず国分手記は先に述べたように、日本人側発言に関しては、詳細に記録していない。さらに宣教師発言に関してはかなり記しているものの、やはり宣教師記録と比較すると要約的性格は否めない。朝鮮の宣教師は日本在住宣教師と比べると現地の言語に精通している。しかし日本語の理解は不十分である。日本人側も英語に精通しているとは必ずしもいえないので、会合では通訳を介したものと考えられる。したがって、通訳の能力の問題とも考えられるが、国分手記と宣教師記録では細かいところで相違が存在する。宣教師の発言に関しては、宣教師記録が正確であろうと考える。また日本人側の発言に関しても宣教師資料のほうが量的な面でも優れている。したがって、記録の再構成は、宣教師資料を主とし、国分手記は補完的に用いた。しかし国分手記には宣教師記録に記されていない記録も一部存在するので、そのような部分に関しては積極的に組み入れている。

2　3月29,30日における関屋学務局長との面会

では上記の会合に引き続き持たれた、29日と30日の関屋学務局長との会談について以下に記す。

29日の会談は関屋とウエルチ、エビソンが通訳を介してもたれたものである。憲兵警察の朝鮮人に対する蛮行に関する件での会談であった。宣教師側には二つの用件があったが、一つは蛮行に関する報告を

すべきか、また報告をしても効果があるのかに対する関屋の意見を聞くことで、二つ目はこのような報告書をどこに提出するかの問題であった。

関屋はまず、憲兵警察部門の組織と軍隊組織に関する説明を宣教師にする。さらに蛮行の話題に及ぶと、ほとんどの場合は朝鮮人の示威行動参加者が最初に暴力行為をなしていて、その逆はほとんどないし、自己防衛のためであるとの弁明を展開している。蛮行の報告に効果があるか分からないとしながら、関屋自身に直接報告書を提出するよう指示している。

さらに関屋は宣教師に朝鮮人を説得し示威行為をやめさせ、事態を鎮静化させるよう影響力を行使するように要請するが、再び宣教師は宣教師の困難な立場を説明した。エビソンは総督府に助言はできないがとしながらも、次のように示唆している。

朝鮮人には言論・出版・結社の自由が許されていないので、互いに話すことができず、総督府に訴えることもできない。政治的なことを話すと逮捕され、罰せられるからである。ゆえに唯一残された手段が叫び声を挙げることとなる。総督府の関心を得、世界の注目をひき、朝鮮人の団結を図る唯一の手段が叫びとなる。彼等に禁止している言論の自由などを解除すれば、自由に会い、相談し、逮捕の恐れなしに意見を公にすることができれば、要求すべき一致した結論を導き出すようになる。

関屋はそうなれば朝鮮人はどうするかと問うが、エビソンはそれに応えて、朝鮮人がどうするかは分からないが、自分自身がその立場に置かれれば、すぐに示威行為を止め、朝鮮人の多数意見を総督府に請願するだろうと述べている。関屋はエビソンの意見に関心を示し、翌日の会談が実現する。

30日の会談も出席者は同じであった。関屋は朝鮮が独立すれば陥るであろう財政的、教育的困難について言及し、総督府が教育と農業面でなしてきたことを説明している。総督府の最初の考えは、朝鮮の大多数を占める農民をどうするかにあった、その理由は貧困にあったと

述べている。総督府は農民階級にあまりにも重点を置きすぎ、役人など高い教育を受けた少数者には関心を持たなかったという間違いがあったのではと指摘し、今、役人を増やす計画があるが、最初からそうしていれば現在の事態は防げたかもしれないとの意見を披瀝したが、それは良いことかもしれないが、困難に直面している朝鮮人の心の琴線には触れないであろうとエビソンは反駁している。すると関屋はすぐに「言おうとしていることは分かる。以前指摘した言論など人間お自由に関して、より大幅な自由を与えることを言っているのだろう」と返答している。

一向は朝鮮ホテルの居間に席を移し、そこに警察部門のナンバートゥーである前田大佐が同席し、関屋が前田大佐に個人的に蛮行について報告するよう指示し、宣教師は憲兵警察の蛮行について報告する。しかし前田大佐の説明は、暴力行為の五分の三は朝鮮人によってなされているとするもので、示威行為者のほうが憲兵警察より悪辣であるとするものであった。トーマス氏に対する暴行は憲兵警察によるものではなく、宣教師が運動を扇動しているという話を信じ込んだ一般人がなしたものであると説明。さらにピョンヤンの五人の神学生を逮捕、29回にわたって殴打した件に関しては、取り調べる上で許容範囲の行為であるとし、まだ詳しいことは調査中であると述べている。会談の終わりに前田は朝鮮人はますます暴力的になっている、流血の事態が増えるであろうと指摘するとともに、報告は歓迎され、それについては注意深く、調査されるであろうと述べている。

3　宣教師の政治不介入とその政治的意味

「朝鮮における騒擾と宣教師の立場に関する声明」には日付が付されていない。しかし、堤岩里教会虐殺放火事件[12]に関する記述が存在するので、4月15日以降のものと判断される。本稿で取り扱った関屋を始めとする総督府官僚等との一連の折衝の後に出されたものである。

以下その内容を検討していこう。

「騒擾の政治的側面、すなわち朝鮮が完全に日本から独立するのか、大日本帝国の一部なのかは我々外国人が関心を挟むところではない」とし、それは両者の間で解決されるべき問題と宣教師は把握している。「日本が朝鮮人の利益を政治的指導のもと朝鮮人の要求と一致させるならば、どうしてそれに反対できようか」また反対に「日本が朝鮮人の心を満足させることができず、朝鮮人自身による独立国家が建設されるならば、その結果に対して反対できようか」、と述べ、宣教師にとってはキリストを通して朝鮮人に神に関する知識を伝えるという、朝鮮における仕事をなすための、正当な機会が与えられるだけで十分であるとしている。さらに以前は、日本は朝鮮をあきらめることはない、朝鮮はいかなる時も日本の一部である、それに基づいて全てを計画しなければならない、それゆえに総督府に施政の改善を勧め、朝鮮人には独立は望まないようにするという認識が前提として横たわっていたと指摘する一方で、ポーランドが独立国に再びなったように、将来の日本と朝鮮とのことは誰もわからない、カナダの未来のことも、インド、エジプト、フィリピンの将来のことも誰もわからないということも朝鮮人に明らかにしなければならないとも述べている。これは宣教師が日本の統治の継続という前提から自由であるということを表明していることであり。未来は分かりえないということによって、かえって朝鮮の独立可能性を暗に示しているものと理解すべきであろう。日本の統治が崩れ去り、朝鮮人による政府がそれに代われば、それに忠実であるのは宣教師の義務であるとも述べている。「我々は政府の建設者でもなく破壊者でもない」と注意深く政治不介入を強調しつつ、現在の統治者が来る以前から多くの宣教師は朝鮮の幸福のために奉仕をしてきたので、朝鮮人に同情するのは当然のことであり、人間として当然の自由を享受するのを願っていると、総督府の朝鮮人を抑圧する「武断政治」を間接的に批判している。さらにこのような理由で総督府が騒擾を鎮静化するよう宣教師に影響力を行使するようにとの要請は、受け入れられないし、効果もないと明言している。

しかし、警察、憲兵、兵士が騒擾を鎮圧している事に関して関心を

抱くことの理由を尋ねられれば、政治問題と違って、居住している外国人としてというよりは世界市民として強く関心をいだいていると回答せざるをえないことを明言している。不正儀、抑圧、蛮行、悪事を犯すことに対しては何事も、それを知った者全てからの抗議を受けなければならない。警察、憲兵、兵士が故意に発砲し、サーベルで切りつけ、銃剣で突き刺し、武装してない市民を棍棒で打った事実が明白となり、それを総督府官僚に報告したが、架空の作り話だとか、不正確であると否定された事実を明らかにしている。死亡者が増加し、捕らえられたものの数が数千にも及び、捕らえられたものは残酷な拷問を受け、何千もの人が鞭打たれ結果として多くの死者がでている。村全体が焼かれ（一つの村で317戸）、人々は教会に集められ、発砲され、銃剣で刺され、教会ごと焼かれてしまった。もはや憤慨の感情を抑えることはできないし、また世界にこの事実を知らさずにすますことは到底できない。さらに朝鮮人が言論・出版の自由、集会を持ち議論する自由、不正を正すよう請願する権利、自国の歴史を学ぶ自由、自国の言語を学ぶ自由、立法措置をとり法律を施行する者の選挙に参加する自由、あるいは民族精神を育成する権利、これらの基本的人権を享受することが許されていないと公言しても、一方（朝鮮人）を利することになるとは考えない。現在の示威行為は朝鮮人の自由に関する意識の高まりを抑えようとする事に対する爆発である。示威行為は非暴力でなされ、人類の自由のために戦われた大戦によって、まさに立ち上がろうとしている国から当然、同情を得るであろうと判断される。

以上の内容から判断すると、この宣教師声明は、３月にもたれた総督府官僚等との４度に渉る会合を踏まえて作成されたことは明らかである。声明文中に関屋、前田大佐に報告した憲兵警察、兵士の蛮行が否定された経緯が記されており、また自由をめぐるエビソンの言説が声明文中に明らかに反映されている。しかし３月の会合とはニュアンスが異なる記載が見受けられる。それは提岩理教会虐殺放火事件がキリスト教界に与えた衝撃を反映していると明白に推察される。宣教師はこの声明文でもそうであるが、宣教師の介入・影響力行使は運動に

参加しているキリスト者は少数であるので効果をもたらさないとたびたび主張している[13]。しかし少数であると宣教師が記すところのキリスト教勢力に対して意図的に暴力的弾圧を加えた、その象徴がまさに堤岩里教会虐殺放火事件であったといえよう。この資料にも登場するノーブルもスコフィールド（F. Scofield）、アンダーウッド（H.G. Underwood）等の宣教師と同様に、負傷者の治療、難民の救援とともに現地を調査し、報告書をまとめている[14]。宣教師声明は「憤慨の感情を抑えることはできない」と怒りを露にしている。さらに宣教師の政治不介入に関する言説も先の会合での言説とは一部異なり、変化が見受けられる。「朝鮮はいかなる時も日本の一部であり続ける」という認識は、韓国併合をいち早く承認したアメリカ国務省も共有する見解であったが、宣教師は、以前に自らが所有していたこの前提の、この時点での破棄を明言している。この前提条件をはずした上で、朝鮮の独立に関しての言説が続いていることに注目しなければならない。独立問題はあくまで両者によって解決されるべき問題であり、宣教師が介入すべき事柄ではない、宣教師は「政府の建設者でもなく破壊者でもない」としながらも、朝鮮人による独立国家が建設されれば、その結果について反対できないと述べるとともに、「日本の統治が崩れ去り、朝鮮人の政府がそれに代われば、それに忠実であるのは我々の義務である」と日本の統治継続にとって変わる選択肢を明らかにし、その時にとるべき自らの姿勢を表明している。さらに第一次大戦後の国際情勢を意識した上で、植民地の独立に関する言説が登場する。ポーランドの独立。さらにカナダ、インド、エジプト、フィリピンの将来の独立をも宣教師は示唆している。これは、提岩里教会虐殺放火事件に始まる暴力的なキリスト教弾圧の始まりを契機として、宣教師の独立運動に関する認識とそれに対する宣教師の姿勢が、一歩踏み込んだ、新たな局面を迎えたことを意味するものとも把握可能である。

おわりに

長谷川好道総督はその事務引継意見書において「米国宣教師の布教は本国に有力なる後援を有し布教方法亦巧妙」であると述べ、将来ますます教勢を拡張するであろうと述べている。３・１独立運動で主導的役割を果たした天道教は、民族宗教であるが、それとは異なり、キリスト教は国境を越える性格を有しており、特にアメリカを始めとする西洋世界とは深いつながりを有している。長谷川が意見書において「宗教の教権を外人に掌握せしむるは甚だ危険」であると認識しているのは、このあたりの事情からと考えられる。総督府の一部には当初、独立運動の背後に宣教師が存在し、扇動しているという見解が存在し、新聞報道もまた、「朝鮮の騒擾と宣教師問題」として大きく取り上げている。しかし３・１独立運動においては宣教師自らが運動との直接的繋がりを否定しているように、一部の宣教師の関与はあるものの、むしろ現地の主体的判断により、朝鮮人キリスト者もまた独立運動の一翼を担ったものである。

宣教師はこのように独立運動発生当初から、朝鮮と日本の鋭い政治的対立の狭間に置かれ、その立場性を両者から問われたのである。このような中、宣教師は総督府官僚等との会合においても、再三にわたり朝鮮人への信頼、愛情、同情を表明しており、その前提に立って、政治不介入という原則を掲げ、事態の鎮静化をはかるよう影響力を行使せよという総督府からの具体的要請を鋭く拒否している。さらに総督府は宣教師と同様のキリスト教というコード（日本人キリスト者）を動員して宣教師を懐柔しようとしているが、関屋が提起した権威に従順であれというロマ書13章に見られる神学論争に関してウエルチは、一方で注意深く現実問題を語ることによって拒否しており、最終的に宣教師は声明書において朝鮮の独立という「権威」自体の変換可能性をも示唆することで反駁している。さらに日本の統治のあり方に関しても、いくつかの具体的批判を加えている事も注目される。一つは

「武断政治」批判である。それはハーディーの「朝鮮人は強制によって帝国臣民となすことはできない」という言説に明確に現れている。また二つめに、日本の植民地統治の根幹をなす同化主義に対する批判が宣教師により多角的に展開されている。ゲール、モフェットに見られる、肉体（経済）を満足させても、精神（文化）が満足することがなければ朝鮮人には無に等しいとする、朝鮮文化に関する言説、またエビソンに見られる、カナダの多文化主義に関する言説、「自国の歴史を学ぶ権利」「自国の言語を学ぶ権利」「民族精神の育成」などの言説がそれである。このような日本の統治に対する批判に応えて、総督府側は、関屋言説に見られるように、独立運動の発生原因を差別待遇に矮小化し、差別待遇是正という、施政改善の問題に還元しようとする姿勢が見受けられる。

宣教師の中にも、ハーディーのような植民地政策を評価する言説、また差別待遇の是正（施政の改善）に同調する言説も存在する。さらにブロックマン、エビソンが語る自治にしても帝国の存在を前提とする、帝国内自治問題に収斂されるという限界性を帯びているものといえよう。しかし他方宣教師は、政治不介入を前面に出しながらも、言論・出版・集会・思想信条の自由など基本的人権に関わる問題は、世界市民として大いに関心を抱くものであると表明する。すなわちこれは、どの政府においても遵守されるべきであるとい論理でもって、総督府の政治に対する介入を企図しているとも換言できる。このように宣教師のいう政治不介入、政治的中立の原則の主張は、錯綜し対立する権力関係の中では十分に政治性を持つものであると解釈される。それが如実に表れるのが提岩里教会虐殺放火事件以降に出された声明における、宣教師の一歩踏み込んだポストコロニアル的言説、日本の統治の崩壊とそれに代わる朝鮮人による政府樹立の可能性に関する言及であろう。

そして総督府はこれら宣教師の言説を、単なるキリスト教布教者の発言とは見なしていない。外国人の発言として、その背後にアメリカを始めとする西洋諸国を意識している。したがってアメリカ人宣教師

の場合は日本とアメリカとの関係が投影され、そのアメリカの大統領ウイルソンは第一次世界大戦後の世界秩序のあり方をめぐって民族自決主義を唱えているという関係にある。宣教師の言説には、この第一次大戦後の世界秩序が十分意識されており、普遍的理念や世界秩序に言及することにより総督府に政治的圧力を加えうる政治性を有していると考える。すなわちこの歴史的局面においては宣教師の存在により日本と朝鮮の政治的関係は世界性の中に置かれたともいえよう。そして105人事件の時と同様に、声明書にも言及されているように、提岩里教会虐殺事件などに見られる日本帝国主義の残虐行為を世界に知らしめたのも、また宣教師であった。

長谷川は宣教師の危険性が植民地支配の障害となると指摘し、「教権は内地人又は朝鮮人においてこれを掌握する」方法をとるべきであるとの意見を付している。しかし実際はそうならなかった。日本では比較的初期に宣教師に代わり、日本人が教会や学校の実権を掌握していくが、朝鮮においてはそうなっていない。日本の支配を相対化できる学校、教会などの空間は、少なくとも皇民化政策期まで宣教師がかなりの実権を有していたといえる。

宣教師が教権に固執したからとはいえない、植民地朝鮮の現実を反映していると考えられる。すなわち日本の支配を相対化できる宣教師の政治性を生かすことを朝鮮人が選択したといえよう。

しかしながら、その宣教師の政治性を植民地支配に組み込んだのもまた「文化政治」期の総督府であったといえよう。

註

（1）韓国基督教歴史研究所・金承台・パク・ヘジン『来韓宣教師総覧—1884-1984』、ソウル、1996年、4，5頁。

（2）キリスト教史の宣教師研究では、教派により資料群も異なる、これらミッション間の関係を自明のこととし、研究が積み重ねられて

きているが、近代朝鮮の歴史研究では往々にして支配権力との関係で宣教師を叙述するにとどまり、「親日」・「排日」という視点での叙述に終始することがあり、また宣教師一般として把握するなど、個々の宣教師の教派的背景、さらに利害関係を掌握し、全体像を把握することに成功していない。またキリスト教に関しても、治外法権を理由とする「隠れ家」・「弾除け」、「宗教的外皮」などと叙述される傾向も一部存在し、キリスト教を内面化した民族運動の思想と行動を十分に解明するに至っていない。他方、一部のキリスト教史研究には護教的傾向、さらに権力関係に重きを置かない傾向も存在する。このような研究上の制約を克服するには、近代史という枠組みの中で、キリスト教研究が位置付けられ、今後の個別研究の一層の蓄積が期待される。

（3）本稿で扱う主な英文資料はアメリカのニュージャージー州、ドルゥー大学（Drew University）にあるメソジスト歴史資料館所収資料である。

（4）李省展「宣教師と日帝下朝鮮の教育」『朝鮮民族運動史研究　第9号』、不二出版、1993年9月　参照。

（5）同論文、134-140頁。

（6）姜東鎮『日本の朝鮮支配政策史研究』、東京大学出版会、1979年、76頁。

（7）朝鮮キリスト教は二つの中心を持つ楕円構造であると筆者は考える。これは植民地期においても貫徹される構造である。105人事件、朝鮮キリスト教大学の創設、「改正私立学校規則」、神社参拝の強要に対する対応の違いがソウルとピョンヤンに存在する。これは権力中枢との距離の違いともいえるが、宣教師の信仰形態に違いがあるともいえる。ソウルの宣教師には自由主義的、世俗的傾向があり、ピョンヤンの宣教師には保守的、福音主義的傾向が見られる。また政治的にはソウルは妥協的でピョンヤンは対抗的である。

（8）国分手記において Justice は不公平と訳されているが、ここでは正義とした。総督府は政策上の不公平と把握するが、当時の政治的

文脈を考えると、朝鮮人にとっては単なる不公平ではないと考えるからである。

(9) 国分手記では、モフェットがと徳富蘇峰から朝鮮人に対する適当な態度に関して問われ、公平な取り扱いを最必要とし、差別的待遇を避けるべきだと答えたと記録されている。

(10) ハーディーはカナダ人でYMCA宣教師として1890年に赴任する。98年に米国南監理教会宣教会に加入。当時は監理教会の協成神学校校長。

(11) この記録に関しては、国分手記の方の要旨が通っており、宣教関連資料より正確と判断する。

(12) この事件での虐殺の主体は、歩兵79連隊であり、犠牲者は23名中、キリスト者は12名で11名が天道教徒である。

(13) 宣教師が独立運動参加のキリスト者は少数であると記しているが、この発言は組織防衛の意味合いを持つものであると推察する。33人の民族代表の内16人はキリスト者であった。

キリスト教徒の果たした役割は決して小さなものではなかった。李萬烈によると、当時の朝鮮の人口は1600から1700万人で、キリスト者は20万人以上おり、人口の1.3〜1.5%を占めているに過ぎなかったが、キリスト教徒の運動に対するパーセントは20〜30であるとしている。李萬烈「三・一運動とキリスト教（講演）」『三・一独立運動と提岩里教会事件』神戸学生・青年センター出版部、30頁。

(14) ノーブル報告は、Annual Report of the Board of Foreign Mission of the Methodist Episcopal Church, 1919.に記載されている。スコフィールドはカナダ連合長老教会宣教師で、セブランス医科大学教授。彼の報告は米国、カナダの友人に送られた。アメリカで発行された申興雨のThe Rebirth of Koreaに掲載されている。アンダーウッド証言は、The Korea Situation, The Commission on Relation with Orient of the Federal Council of the Churches of Christ in America, 1919.に所収されている。

要約

3·1독립운동시의 조선 거주선교사와 식민지권력
—정치불개입의 원칙과 그 정치성에 관련해서

본 논문은 삼일운동 때 초래했던 총독부관료등과 선교사의 회합을 고꾸부 산가이 수기와 선교사 기록을 재구성하여 그 내용을 검토하는 것과 더불어 그 후의 세키야학무국장과 면접기록, 선교사의 입장에 관한 성명을 근거로 하여, 주로 선교사의 정치불개입원칙이 지닌 정치성에 재검토해 보는 것이다.

선교사는 독립운동 발생초기에서부터 조선과 일본의 애민한 정치적 대립의 중간에 놓여져서 그 입장에 대해 양자가 문제를 삼았다. 그 중에서도 선교사와 총독부관료의 회합이 문제시되었다. 선교사 자료에 의하면 이것은 일본인 크리스트교 신자와 선교사와의 회합이었다고 판명이 되었다.

총독부는 크리스트교라는 코드를 동원하여 선교사들의 회유를 시험해 보지만 선교사는 사태의 진정화를 시킬려고 하는 영향력을 행사하게 하려는 총독부의 요청을 정치 불개입이라는 원칙을 두고, 그것을 날카롭게 부정하고 있다. 더욱더 세키야는 권위에 대한 종순을 해설한 로마서 13장에 나오는 크리스트교 코드를 꺼집어 내지만, 선교사는 주의 깊게, 사태파악을 하여 문제에 집중하는 것 보다도 신학논쟁에 끼어 들지 않는다.

선교사 성명에 있어서는 조선의 독립이라는 권위 자체의 변환가능성을 시사하는 것으로, 세키야언론에 반박을 더하고 있다. 더구나 정치적 중립을 표방하는 한편 식민지지배비판의 전개가 자료에 의해 확실히 나타나 있다. 그 하나는 무단정치 비판이다. 그것은 하디의 (조선인은 강제에 의해 제국구민이될수는 없다) 라고 명백히 나타나 있다. 또 두번째는 통치의 근간을 이루는 동화주의에 대한 비판이다. 게일 마펫이 말한 것을 빌리면, 육체 (경제)를 만족시켜도, 정신 (문화)를 만족시키지 못하면 조선인은 있어도 없

는 것과도 같다는 조선문화에 관한 언설, 또 그 에피소트에서 보여지는 가나다의 다문화주의에 관한 언설, "자국의 역사를 배울 권리" "자국의 언어를 배울 권리" "민족정신의 육성" 등등의 언설이 바로 그것이다. 이와 같은 선교사의 비판에 응하여 총독부측은, 독립운동의 원인을 차별대우를 왜소화하고, 차별대우시정이라는 시정개선의 문제를 환원하려고 했다.

일본의 통치에 관해서 선교사들의 언설은 다양하다. 하디에서 읽을 수 있는 식민지정책의 평가와 시정개선에 동조하는 의견도 존재한다. 또 브록크만 에비슨은 (자치)에 대해 언급하고 있지만 그것들이 제국의 존제를 전제로 하고 제국내자치에 수렴하는 한계성을 가지고 있다. 선교사는 정치불개입을 전면으로 표시해 가면서도 한편으로는 언론, 출판, 집회, 사상신조의 자유등의 기본적인 인권에 관한 문제를 세계시민으로써 관심을 가지고 있다는 것을 표명했다. 즉 이것은 어느 정부에 있어서도 존중되어야만 하는 논리를 이용해서 정치개입을 기도했다는 해석이 된다. 이와 같은 선교사의 정치적 중립원칙의 주장은 대립되어 착종하는 권력관계에 있어서 복잡한 정치성을 띠고 있는 일이다. 그리고 그 정치성은 도약적으로 발휘하는 것은 크리스트교 탄압의 상징적인 사건인 제암리교회학살방화사건이후이다.

선교사 성명에서는 일본의 통치의 붕괴와 그것과 대신하는 조선인 정치권 수립의 가능성을 지적하고 있으며 선교사는 포스트 코로니알적인 시야를 자신의 것으로 하고 있다. 당시 미국의 대통령 윌슨은 제1차 대전후에 세계질서가 충분히 의식되어서, 보편적인 이념, 기본적인 인권, 세계질서라고 하는 사위 개념을 언급하는 것에 의해서 그를 비롯한 총독부에 정치적압력을 가하는 정치성이 생겼다고 말할수 있다.

하세가와총독은 조선을 떠남에 있어서, "교권은 내거인 또는 조선인에 의해서 이것을 장악한다." 그 방법을 취해야만 한다고 의견을 말하고 있다. 일본에 있어서는 비교적 빨리 선교사에 대신하여 일본인 크리스트교인이 교회나 학교의 주지권획득을 모색하고

있는데 조선에 있어서는 그렇지 않다. 일본의 지배를 상대화할 수 있는 학교 교회등의 공간은 적어도 황민화정책기까지 선교사가 꽤나 실권을 가지고 있었다고 할 수 있다. 이것은 선교사가 교권을 고집해서가 아니라는 이유만이라고는 설명할 수 없다. 이것은 식민지 조선의 현실을 반영하고 있다고 볼 수가 있다. 일본의 지배에 상대화할 수 있는 선교사의 정치성 (권력관계만이 아니라 이념등을 포함한 총체)를 조선인이 선택했다고 할 수 있다. 그렇지만 선교사가 지닌 정치성을 식민지지배에 짜 넣은 것도 또 (문화정치)기의 총독부였다는 사실이 있다.